

## 「プロ向けファンド」とは

- 「プロ向けファンド」(適格機関投資家等特例業務)とは、集団投資スキーム(いわゆるファンド)のうち、プロによる投資が想定されるため、ファンドを販売する業者への規制が大幅に緩和されているもの
- 通常、業者がファンドを販売する場合、金融商品取引業の「登録」が必要だが、「プロ向けファンド」は“プロ向け”であるため「届出」でよい
- 販売の相手方としてプロは1人以上必要。その他、**49人以下の一般投資家に限定している**
- 書面交付義務や適合性の原則の適用がないなど**販売勧誘規制が大幅に緩和されている**

### ＜プロ向けファンドのイメージ＞

新規事業・ベンチャー

研究・開発

有価証券

デリバティブ取引

不動産

投資・運用

など

### プロ向けファンド

運営者：プロ向けファンド届出業者

販売勧誘規制が大幅に緩和されている

販売

（組合契約等）  
出資

プロ向けファンドは「届出」で運営できる

適格機関投資家  
(=プロ) 1人以上



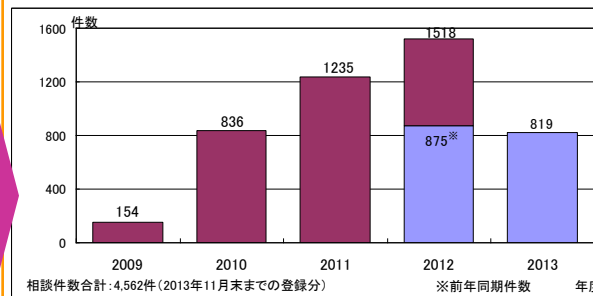
一般投資家(=アマ)  
49人以下



49人以下の一般投資家に限定して販売できる

## 消費生活相談の状況

- プロ向けファンド届出業者の相談件数  
… 直近3年間で約10倍に



- 契約当事者の年代別割合  
… **9割弱が「60歳以上」**。高齢者トラブルが多い
- 販売購入形態  
… 「電話勧誘販売」と「訪問販売」で8割超。  
**不招請勧誘が多い**

## 問題点

- 一部の業者によって、**不特定多数の一般投資家への勧誘を前提とする「プロ向けファンド」が組成され、高齢者等への不適切な勧誘が行われている**
- (1) 自宅への突然の訪問や電話により、投資経験が乏しく積極的に契約を望んでいない高齢者等にハイリスクで複雑な「プロ向けファンド」を販売している
- (2) うそや、ぎまんだな説明、不十分なリスク説明、迷惑勧誘などが行われている
- (3) 「劇場型勧誘」が行われるなど、詐欺的な業者の関与がうかがわれる
- (4) ファンドの運営内容について、十分な情報提供がなく消費者が把握できていない
- (5) 被害回復が難しいケースが多い

## 消費者へのアドバイス、行政への要望

### ■消費者へのアドバイス

- (1) 取引内容が理解できなければ契約しない
- (2) 「必ずもうかる」「元本保証」などと勧誘してくる業者とは絶対に契約しない
- (3) 金融庁に届け出ているからといって信用できる訳ではない
- (4) 「代わりに買って」「名義を貸して」「あなたの名前で買った」などと持ちかけてくる勧誘の電話はすぐに切る
- (5) すぐに消費生活センター等に相談する
- (6) 日頃からの高齢者への見守りが大切

### ■行政(金融庁等)への要望

- (1) プロ向けファンドの制度趣旨に則った仕組みを導入すること
- (2) 不適切な勧誘を行うプロ向けファンド届出業者に対して厳格な対応をとること